国立大学法人電気通信大学奨学寄附金取扱規程

平成16年 4月 1日 改正 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成26年 2月26日 平成28年 9月28日 平成30年 3月30日 令和 2年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における奨学を目的とした寄附金(以下「奨学寄附金」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、本学における奨学を目的として受け入れる寄附金及び有価証券をいう。

(受入れの基準)

- 第3条 次の各号に掲げる経費にあてることを目的として、寄附があった場合は、これを 奨学寄附金として受け入れる。
 - (1) 学生に貸与又は給与する学資(国立大学法人電気通信大学基金に関する規程第4条 第1号に係るものを除く。次号について同じ。)
 - (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
 - (3) 本学及び本学職員の職務上の学術研究に要する経費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費
- 2 次の各号に掲げる条件を付したものは、これを奨学寄附金として受け入れることができない。
 - (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 寄附金による学術研究の結果、得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - (4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - (5) その他学長が本学における教育研究上、支障があると認める条件 (受入れの申込及び決定)
- 第4条 奨学寄附金を受け入れようとする者は、別に定める奨学寄附金受入申請書に、奨 学寄附金の申込みをしようとする者(以下「寄附申込者」という。)からの申込書を添 えて学長に提出するものとする。
- 2 学長は、前項の申込書の提出があったときは、審査の上、受入れを決定する。
- 3 学長は、受入れを決定したときは、納入依頼書を寄附申込者に送付するものとする。

4 学長は、奨学寄附金の納入があったときは、礼状及び領収書を寄附者に送付するものとする。

(非常勤職員への寄附)

第5条 奨学寄附金を受け入れようとする者が教育研究を担当する非常勤職員等である場合には、実態においてその教育研究が本学で行われていると認められる場合には、常時勤務する職員の場合と同様に取り扱うものとする。

(職員個人に対する寄附があった場合の取扱い)

第6条 本学職員の職務上の教育研究に対する寄附であるにもかかわらず、寄附者の意向 により本学には寄附しないが職員個人に対して寄附された場合、あるいは、職員個人が 寄附を受けその資金をもって本学の施設、設備等を使用して教育研究を行う場合は、当 該職員が本学に寄附するものとする。

(事務)

第7条 奨学寄附金に関する受入れその他総括事務は学術国際部研究推進課、経理に関する事務は総務部財務課及び経理調達課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。